

たにぐみ幼児園運営規程

制定日 : 平成 31 年 4 月 1 日
改正日 : 令和 元 年 10 月 1 日
改定日 : 令和 3 年 4 月 1 日
改定日 : 令和 4 年 4 月 1 日
改定日 : 令和 5 年 4 月 1 日
改定日 : 令和 6 年 4 月 1 日
改定日 : 令和 7 年 4 月 1 日

(施設の名称等)

第 1 条 揖斐川町が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 たにぐみ幼児園

(2) 所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼 1 2 4 7 番地 1

(施設の目的)

第 2 条 たにぐみ幼児園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 3 条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。
- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、岐阜県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第 4 条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士 1人

主任保育士は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 8人以上

保育士は、教育・保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 保育補助員 1人

保育補助員は、園内の維持管理業務及びすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育補助を行う。

(5) 調理員 2人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(6) バス運転手 2人・バス添乗員 2人

バス運転手・バス添乗員は、当園に通園する子どものバス乗車について活動を行う。

(7) 嘱託医 1人

嘱託医は、園児の健康診断、健康相談を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 年始休日（1月2日及び1月3日）

(3) 年末休日（12月29日から12月31日）

3 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る保育時間は、午前8時30分から午後1時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が教育を必要とする時間とする。

ただし、当園が定める保育時間以外において、保育が必要な場合は、午後1時00分から午後4時30分の範囲内で、一時預かり保育を提供する。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間は、午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(4) 前各号に定める保育時間及び一時預かり保育の提供時間以外の時間帯において、

やむを得ない事情により保育が必要な場合は、当園が定める開所時間の間に延長保育を提供する。

(5) 当園の開所時間は、午前7時30分から午後6時30分とする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 利用子どもの保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担額（保育料）を当園に支払うものとする。

2 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号				1人	2人	2人	5人
2号	—	—	—	15人	20人	25人	60人
3号	3人	10人	12人	—	—	—	25人
合計	3人	10人	12人	16人	22人	27人	90人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、町が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ特定教育・保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 1号認定子どもについて、利用定員を超過する申込みがあった場合の選考基準は、在園児・卒園児の弟妹である場合には優先した上で、抽選により受け入れる。

3 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

4 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 町が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害

時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、速やかに事実関係を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、必要な改善を行う。

3 当園は、町から求めがあった場合には、町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、町からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を町に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 揖斐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する町への通知に係る記録

(4) 苦情内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項 目	金 額
主食費 (1号及び2号)	月額 600円 ただし、町内在住の場合は無料

副食費（１号及び２号）	月額４，０００円 ただし、町内在住の場合は無料
一時預かり保育利用料（１号）	無料
災害共済給付に係る共済掛金負担	年額　　２１０円
教材費（入園初年度） （２年目以降）	年額９，０００円程度 年額５，０００円程度

附 則

この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。